

最低制限価格算定におけるスクラップ控除の取り扱いについて

設計書の工事費内訳書にスクラップ控除が記載されている場合は、算出基準に基づいた計算をした合計額（税抜）からスクラップ控除を引いた額を最低制限価格とします。

《最低制限価格算定》

直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
+ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
+ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
+ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- スクラップ控除

最低制限価格※

※ただし、計算した額が設計額の 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、設計額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

問い合わせ先 狭山市総務部契約検査課 04-2936-9887
